

保存期間：10年  
(平成37年末)  
平成27年6月17日

資料

4-1

# 「酒類における有機等の表示基準」等の改正（案）の概要

# 「酒類における有機等の表示基準」等の改正（案）の概要

- 食品表示法の施行（平成27年4月1日）に伴い、以下の表示基準について所要の改正を行う。

## （改正内容）

- ・ 「酒類における有機等の表示基準」

- ① 基準において引用している法律名を修正

- （農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 ⇒ 農林物資の規格化等に関する法律）

- ② 遺伝子組換え表示に関する規定を削除

- （食品表示法に酒類を含む食品全般の遺伝子組換え食品の表示が規定されたため）

- ③ ②の改正に伴い、基準の名称から「等」を削除

- ・ 「清酒の製法品質表示基準」及び「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」基準で定める文字のポイントの定義について明確化

- （日本工業規格に規定するポイントであることを明記）

## 新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 案	現 行
<p><b>酒類における有機の表示基準</b></p> <p>1 (略) (有機農畜産物加工酒類の製造方法等の基準)</p> <p>2 有機農畜産物加工酒類の製造方法及び品目（酒税法（昭和28年法律第6号）に規定する酒類の品目をいう。以下同じ。）の表示方法の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 原材料（加工助剤を含む。）は、次に掲げるものに限り使用することができる。ただし、ハ又はホに掲げるものについては使用する原材料と同一の種類の有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の、へに掲げるものについては使用する原材料と同一の品目の有機農畜産物加工酒類の入手が困難な場合に限る。</p> <p>イ 以下のうち、その容器、包装又は送り状に格付の表示（日本農林規格（農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第2条第3項《定義等》に規定する日本農林規格をいう。）により格付したことを示す特別な表示をいう。）が付されているもの。ただし、その有機農畜産物加工酒類を製造する者により生産され、同法第14条《製造業者等の行う格付》又は第19条の3《外国製造業者等の行う格付》の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。</p> <p>ロ～チ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p><b>酒類における有機等の表示基準</b></p> <p>1 (同左) (有機農畜産物加工酒類の製造方法等の基準)</p> <p>2 有機農畜産物加工酒類の製造方法及び品目（酒税法（昭和28年法律第6号）に規定する酒類の品目をいう。以下同じ。）の表示方法の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 原材料（加工助剤を含む。）は、次に掲げるものに限り使用することができる。ただし、ハ又はホに掲げるものについては使用する原材料と同一の種類の有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の、へに掲げるものについては使用する原材料と同一の品目の有機農畜産物加工酒類の入手が困難な場合に限る。</p> <p>イ 以下のうち、その容器、包装又は送り状に格付の表示（日本農林規格（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第2条第3項《定義等》に規定する日本農林規格をいう。）により格付したことを示す特別な表示をいう。）が付されているもの。ただし、その有機農畜産物加工酒類を製造する者により生産され、同法第14条《製造業者等の行う格付》又は第19条の3《外国製造業者等の行う格付》の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。</p> <p>ロ～チ (同左)</p> <p>(2)～(4) (同左)</p> <p>3 (同左)</p>

改正案	現行
<p>(輸入酒類に係る取扱い)</p> <p>4 有機農産物及び有機農産物加工食品について、農林物資の規格化等に関する法律に規定する格付制度と同等の制度を有する国から輸入される酒類のうち、当該国の制度の下で認証、格付その他これらに類するもの（以下「認証等」という。）を受けたもので、認証等を受けた酒類であることの当該国の政府機関等が発行する証明書が添付されている輸入酒類については、第2項第1号から第3号の規定を満たすものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(輸入酒類に係る取扱い)</p> <p>4 有機農産物及び有機農産物加工食品について、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に規定する格付制度と同等の制度を有する国から輸入される酒類のうち、当該国の制度の下で認証、格付その他これらに類するもの（以下「認証等」という。）を受けたもので、認証等を受けた酒類であることの当該国の政府機関等が発行する証明書が添付されている輸入酒類については、第2項第1号から第3号の規定を満たすものとする。</p> <p>5 (同左)</p> <p><u>(酒類における遺伝子組換えに関する表示)</u></p> <p>6 酒類における遺伝子組換えに関する表示は、次の各号に掲げる<u>ところにより行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>対象農産物（組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目であって別表3に掲げるものをいう。以下同じ。）又はこれを原材料とする加工食品（遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年農林水産省告示第517号。以下「農林水産大臣の定める基準」という。）の別表2に掲げる加工食品をいう。以下同じ。）を原材料とするものであって組み換えられたDNA若しくはこれによって生じたたん白質が残存する酒類（これを原材料とするものを含み、次号に掲げるものを除く。）又は特定遺伝子組換え農産物（対象農産物のうち組換えDNA技術を用いて生産されたことにより、組成、栄養価等が通常の農産物と著しく異なる農産物をいう。）であって別表4の左欄に掲げる形質を有する同表の右欄に掲げる対象農産物を原材料とするもののうち同表の中欄に掲げる酒類については、農林水産大臣の定める基準の加工食品の規定を準用して、当該酒類の容器又は包装に遺伝子組換えに関する表示を行うこと。</u></p> <p>(2) 対象農産物（これを原材料とする加工食品を含む。以下本号</p>

改 正 案	現 行						
<p>別表 1・2 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p><u>において同じ。)を原材料とするものであって組み換えられたDNA若しくはこれによって生じたたん白質が残存しない酒類(これを原材料とするものを含む。)又は対象農産物を主な原材料(原材料の重量に占める割合の高い原材料の上位3位までのもので、かつ、原材料の重量に占める割合が5%以上のものをいう。)としていない酒類(これを原材料とするものを含む。)については、遺伝子組換えに関する表示を行わないことができる。ただし、これらの酒類について遺伝子組換えに関する表示を行う場合には、前号の規定により表示すること。</u></p> <p>(3) <u>組換えDNA技術を用いて生産された農産物の属する作目以外の作目(これを原材料とする加工食品を含む。)を原材料とする酒類(これを原材料とするものを含む。)については、遺伝子組換えでないことを表す用語を表示しないこと。</u></p> <p>別表 1・2 (同左)</p> <p><b>別表 3</b></p> <p><u>1 大豆(枝豆及び大豆もやしを含む。)</u></p> <p><u>2 とうもろこし</u></p> <p><u>3 ばれいしょ</u></p> <p><u>4 なたね</u></p> <p><u>5 綿実</u></p> <p><u>6 アルファルファ</u></p> <p><u>7 てん菜</u></p> <p><u>8 パパイヤ</u></p> <p><b>別表 4</b></p> <table border="1" data-bbox="1137 1337 2089 1441"> <thead> <tr> <th>形質</th> <th>酒類</th> <th>対象農産物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高 才</td> <td>1 大豆を主な原材料とするもの</td> <td>大豆(これを原材料と</td> </tr> </tbody> </table>	形質	酒類	対象農産物	高 才	1 大豆を主な原材料とするもの	大豆(これを原材料と
形質	酒類	対象農産物					
高 才	1 大豆を主な原材料とするもの	大豆(これを原材料と					

改 正 案	現 行		
<p>附 則（平成 年 月 日国税庁告示第 号） この告示は、平成 年 月 日から施行する。</p>	<p>レ イ ン 酸</p>	<p>（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第 1 号に掲げるものを主な原材料とするもの</p>	<p>する加工食品を含む）</p>
	<p>高 リ シ ン</p>	<p>1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第 1 号に掲げるものを主な原材料にするもの</p>	<p>とうもろこし（これを原材料とする加工食品を含む。）</p>

## 新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><b>清酒の製法品質表示基準</b></p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 前項の規定により表示すべき事項は、当該清酒の容器又は包装の見やすい所に明りょうに表示するものとし、表示に使用する文字は、8ポイント<u>(日本工業規格Z八三〇五(一九六二)に規定するポイントをいう。以下同じ。)</u>の活字以上の大きさの統一のとれた日本文字とする。ただし、容量200ミリリットル以下の容器にあっては、6ポイントの活字以上の大きさとして差し支えない。</p> <p>5～6 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (平成 年 月 日国税庁告示 号) この告示は、平成 年 月 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>清酒の製法品質表示基準</b></p> <p>1～3 (同左)</p> <p>4 前項の規定により表示すべき事項は、当該清酒の容器又は包装の見やすい所に明りょうに表示するものとし、表示に使用する文字は、8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた日本文字とする。ただし、容量200ミリリットル以下の容器にあっては、6ポイントの活字以上の大きさとして差し支えない。</p> <p>5～6 (同左)</p>

## 新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><b>未成年者の飲酒防止に関する表示基準</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 前項に規定する表示は、容器等の見やすい所に明りょうに表示するものとし、表示に使用する文字は、6ポイント<u>(日本工業規格Z八三〇五(一九六二)に規定するポイントをいう。以下同じ。)</u>の活字以上の大きさの統一のとれた日本文字とする。ただし、容量360ml以下の容器にあっては、5.5ポイントの活字以上の大きさとして差し支えない。</p> <p>3～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (平成 年 月 日国税庁告示第 号) この告示は、平成 年 月 日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>未成年者の飲酒防止に関する表示基準</b></p> <p>1 (同左)</p> <p>2 前項に規定する表示は、容器等の見やすい所に明りょうに表示するものとし、表示に使用する文字は、6ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた日本文字とする。ただし、容量360ml以下の容器にあっては、5.5ポイントの活字以上の大きさとして差し支えない。</p> <p>3～8 (同左)</p>